

□御嶽山噴火災害における消防の活動

総務省消防庁広域応援室

1 はじめに

平成26年9月27日（土）11時41分頃から御嶽山で火山性微動が発生し始め、同11時52分に噴火が発生しました。この噴火により、長野・岐阜両県では、多くの死者や負傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

2 被害の状況

人的被害	平成26年10月23日現在
死者	57名
行方不明者	6名
負傷者	69名

※消防庁被害報第37報（平成26年10月23日15時00分現在）



御嶽山の噴火状況

3 消防庁の対応

消防庁では、9月27日（土）14時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置、同20時20分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に格上げし、長野県及び岐阜県等に対して被害情報の報告を求める等、情報収集を実施しました。

その後、同20時30分に長野県知事から消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受け、消防庁長官が1都3県の知事（東京都、静岡県、山梨県及び愛知県）に対して、緊急消防援助隊の出動を求めました。

28日（日）17時00分には、災害対策基本法に基づき、政府に「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制について、消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に格上げしました。

さらに、30日（火）12時50分には、航空体制を強化するため、東京消防庁大型ヘリコプターの出動を求めるとともに、10月14日（火）9時30分には、捜索体制を強化するため、新たに2県の知事（岐阜県、富山県）に対して、緊急消防援助隊の出動を求めました。

また、発災直後から現地活動支援のために消防庁職員を長野県庁・王滝村役場等に派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実



消防庁長官による消防隊員の激励

施しました。

10月9日（木）には、消防庁長官が総務大臣からの過酷な環境での活動へのメッセージを伝達するとともに、消防隊員の活動状況を視察し、激励しました。

4 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊

消防庁長官から出動の求めを受けた緊急消防援助隊は、火山ガス（硫化水素、亜硫酸ガス）の検知が行なえる資機材（LCD3.3）を保有する高度救助隊、山岳地域での活動に精通した救助隊及び航空隊を中心とする編成により、御嶽山へ迅速に出動しました。活動概要は次のとおりです。

① 出動期間

平成26年9月27日（土）～10月17日（金）
（21日間）



火山ガスを検知する救助隊（名古屋市消防局提供）

② 活動規模

ア 全体（延べ数）

緊急消防援助隊	活動規模
東京消防庁指揮支援隊	20隊49名
名古屋市消防局指揮支援隊	20隊131名
東京都大隊（東京消防庁）	306隊1,335名
山梨県大隊（6消防本部）	252隊913名
静岡県大隊（8消防本部）	180隊742名
愛知県大隊（22消防本部）	208隊886名
岐阜県大隊（9消防本部）	30隊150名
富山県大隊（5消防本部）	33隊126名
合計（51消防本部（航空小隊含む。））	1,049隊4,332名

イ 救助活動のピーク

73隊 304名（10月16日（木））

③ 主な活動内容

ア 東京消防庁指揮支援隊は、発災後直ちに長野県庁に設置された消防応援活動調整本部に参集し、長野県災害対策本部、政府の非常災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）等と連携の上、被害情報の収集、緊急消防援助隊各隊の活動方針の調整等を行いました。また、隊員の安全を確保するため、火山ガス及び降雨に対する活動中止並びに再開の基準の作成、これらの基準に基づく判断等についても、検討・調整等を行いました。

イ 名古屋市消防局指揮支援隊は、発災後直ちに木曾広域消防本部に参集し、指揮支援活動を開始しました。その後、関係機関と



王滝村役場における実動機関の調整

の連携を強化するため、活動場所を王滝村の災害対策本部（役場）に移動し、各実動機関の活動内容及び活動範囲、山頂への進出手段等について、自衛隊及び警察等の関係機関と調整を行うとともに、調整結果を踏まえた緊急消防援助隊各隊の活動内容等の決定、緊急消防援助隊各隊の活動管理等を行いました。

ウ 陸上隊は、発災翌日の早朝から2つの登山道に分かれて入山し、救助活動を開始しました。山頂付近の山荘等において複数の要救助者を発見し、ロープやバスケット担架等を用いて、急峻な登山道を搬送しました。10月1日（水）からは、自衛隊ヘリコプターによる山頂への人員、資機材の輸送を開始し、活動エリアを区分けする等自衛隊や警察と連携の上、削岩機やハンマードリル等を用いた噴石の除去、ロープや樹脂製軽量救助担架等を用いた要救助者の搬送等の活動を実施しました。7日（火）からは、登山道以外の部分について面的な搜索活動を開始し、人海戦術による火山灰を掻き分けながらの搜索を実施しました。これらの活動は、火山活動が継続している中での活動であったことから、火山ガス検知器や防毒マスク等を携帯する等、安全管理を徹底した上で行われました。

エ 航空隊は、上空からの被害情報の収集、要救助者の搜索を実施しました。また、被



バスケット担架等を用いた搬送（東京消防庁提供）



山頂における救助活動（静岡市消防局提供）

害情報の収集においては、ヘリサットを活用し、消防庁ヘリ1号機（東京消防庁航空隊運航）から消防庁に映像を送信しました。

(2) 長野県消防相互応援協定に基づく応援

9月27日（土）14時52分に、木曾広域連合長からの長野県消防相互応援協定に基づく要請を受けて、松本広域消防局の応援隊が出動しました。その後、同19時30分及び同21時15分に増隊要請を受け、木曾広域消防本部を除く長野県内13消防本部から合計39隊118名が出動しました。活動概要は次のとおりです。

① 出動期間

平成26年9月27日（土）～10月17日（金）
（21日間）

② 活動規模

全体（延べ数）478隊 1,483名

③ 救助活動のピーク

39隊 118名（9月28日（日））

④ 主な活動内容

長野県消防相互応援隊は、災害現場において緊急消防援助隊とともに、要救助者の救助活動及び救急活動等を実施しました。また、無線中継車を活用し、消防機関の活動状況等について、消防庁に対して映像送信によるリアルタイムの情報提供を実施しました。



無線中継車による現地映像の送信(長野市消防局提供)

(3) 長野県及び岐阜県防災航空隊

長野県及び岐阜県の防災航空隊は、上空からの要救助者の捜索活動及び救急搬送等を実施しました。

(4) 地元消防機関

① 長野県

木曾広域消防本部は、発災後直ちに被害情報を収集するとともに、地元消防機関として地理情報に長けていたことから、災害現場において緊急消防援助隊を先導する等、関係機関と連携した要救助者の救助活動等を実施しました。

また、木曾町消防団及び王滝村消防団は、ヘリベースとなった松原スポーツ公園において、粉塵が舞い上がるのを防ぐために散水活動を実施する等、支援活動を実施しました。

② 岐阜県

下呂市消防本部は、発災後直ちに被害情報を収集するとともに、岐阜県警察と連携し、要救助者の救助活動等を実施しました。

また、下呂市消防団は、下呂市災害対策本部に入り、情報収集活動等を実施しました。

5 関係機関との連携

災害現場が高地であったことから、急峻な山道

での体力消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリコプター（CH-47及びUH-60）による救助隊の輸送を実施しました。

また、現場活動においては、気象庁からの火山性微動や降雨等の重要情報を、逐次、隊員へ連絡し、安全管理の徹底を図るとともに、自衛隊や警察と活動エリアを区分けして救助活動を行う等、関係機関と連携した活動を実施しました。



自衛隊の大型ヘリコプターによる救助隊員の輸送



関係機関と連携した救助活動（笛吹市消防本部提供）

6 本災害の教訓等を踏まえた緊急消防援助隊の充実・強化

(1) 緊急消防援助隊運用要綱の見直し

今回の災害の教訓を踏まえ、次のとおり、緊急消防援助隊運用要綱の見直しを行い、平成27年3月31日付けで、消防庁長官から都道府県知事等に対して、通知しました。

① 都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化

都道府県がより迅速に応援等の要請を行うことができるよう、主に3点の改正を行いました。

ア 災害による死者や行方不明者の数、その他の詳細な災害状況が迅速に把握できない場合であっても、都道府県知事は、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断したときは、応援等の要請を行うよう新たに定めました。

イ これまで都道府県知事からの応援等の要請は、様式に基づいて書面により行うこととしていましたが、応援等が必要である旨を電話により行う等、迅速な要請ができるよう改めました。

ウ 都道府県知事が自衛隊の災害派遣要請を行う際には、同時に、緊急消防援助隊の応援等の必要性についても検討するよう定めました。

② 実動機関との連携強化

都道府県レベルにおける実動機関との連携を強化するため、消防応援活動調整本部は、都道府県災害対策本部に加え、政府現地対策本部及び実動機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとしました。

また、市町村レベルにおける防災関係機関との連携を強化するため、指揮支援本部は、市町村災害対策本部及び指揮本部（被災地の消防本部に設置）と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとしました。

④ 安全管理体制の強化

今回の災害における現場活動は、標高3,000メートルの急峻な場所で、粘土質となった火山灰等で足場が悪い上に、火山性微動や火山ガス、降雨により何度も活動中断を余儀なくされる等、非常に過酷な環境下での活動となりました。このことから、消防応援活動調整本部、指揮支援本部及び都道府県大隊本部の事務並びに都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の任務として、安全管理を明確に位置付け、緊急消防援助隊の安全管理体制の強化を図りました。

(2) 火山対応資機材の整備

今回の災害では、先述のとおり、火山活動が継続している中での活動であったことから、火山ガス検知器や防毒マスク等の携行により、隊員の安全管理を徹底するとともに、高地での活動であったため、資機材の輸送や効率的な救助活動等を考慮し、樹脂製軽量救助担架等を活用した救助活動を実施しました。これらの教訓を踏まえ、今回の災害において有用であった資機材を常時観測火山の所在する都道府県内の特別高度救助隊及び高度救助隊に各1式配備することとしています。

7 おわりに

消防庁では、今後とも災害における活動の教訓等を踏まえ、随時、緊急消防援助隊の運用や資機材等の見直しを行い、体制強化を図ることとしています。